

# 学校役員選挙の手引き

たつの市選挙管理委員会  
たつの市明るい選挙推進協議会

# も く じ

1 選挙の大切さ	1
2 選挙のながれ	1
(1) 選挙期日（投票日）等の告示	1
(2) 立候補の受付準備	2
① 校内演説用標旗（のぼり旗）	2
② ポスター掲示場	3
③ 選挙運動員腕章	4
(3) 立候補の受付	4
① 立候補受付会場	4
② 選挙運動道具の交付	4
(4) 選挙啓発活動	5
① 校内放送の利用	5
② 横断幕やポスターの作成	5
(5) 選挙運動	5
① 校内演説	5
② ポスターの掲示	5
③ 校内放送	5
④ 選挙公報	5
⑤ 演説会	5
(6) 投票	6
① 選挙人名簿と投票所入場券	6
② 投票所	6
③ 投票の方法	7
(7) 開票	8

# はじめに

この手引きは、選挙権を有する18歳になったときに備え、民主主義の基本である選挙制度を楽しく正しく理解していただくために、実際の選挙に近い形での学校役員選挙を行ってもらえるように作成したものです。

これからの学校役員選挙の参考にしていただき、少しでも役立てば幸いです。

## 1 選挙の大切さ

国の政治に、国民が参加して、国民の意思によって政治が行われることを民主主義といいます。これは主権が国民にあるということ（主権在民）であり、国の政治を決定する最高の権力が、国民にあるということです。

民主主義の基本的な形態は、議会を通じて政治に参加する間接民主主義制（代議制）をとっています。

間接民主主義制（代議制）とは、選挙によって代表者を選出し、その代表者が政治を行う制度であり、ここに選挙の重要性があるのです。従って、選挙が正当に行われ、代表者として最もふさわしい者が選出されることが重要です。

日本国憲法では、次の原則を設けることにより、民主主義の精神を選挙において実現することとしています。

民主主義の基本である選挙には次の原則があります。

普通選挙主義	平等主義	秘密投票主義	直接選挙主義
納税額などによって選挙権・被選挙権に差別を設けない	平等に一人一票	誰が誰に投票したか分からないように、無記名による投票	自分自身で直接投票する。

## 2 選挙のながれ

### (1) 選挙期日（投票日）等の告示

告示とは、広くみなさんに知ってもらうために必要な事項を、掲示板などを利用して文書で知らせる方法をいいます。

一般の選挙では、選挙期日（投票日）、投票の場所、投票用紙の様式、開票の場所や日時などを決められた日にそれぞれ別々に告示します。

しかし、学校役員選挙では、全てを一般の選挙と同じように告示することは、不都合な場合があると思いますので、なるべく簡単でわかりやすい方法をとみましょう。

例えば、一般の選挙では、立候補の受付は選挙期日を告示した日の1日間だけですが、学校役員選挙の場合はあらかじめ立候補者を選び出す期間が必要ですから、

告示を立候補の受付日の2～3日前に行う方法が良いでしょう。

(告示の例)

告 示	
生徒会規約第〇〇条の規定により、任期満了にともなう〇〇〇〇学校生徒会役員選挙を下記により行います。	
記	
1 投票日	令和〇〇年〇月〇〇日 (〇曜日) 〇〇時から〇〇時
2 投票場所	体育館
3 選挙する役員の数	〇〇人
4 立候補の受付日	令和〇〇年〇月〇〇日 (〇曜日) 〇〇時から〇〇時

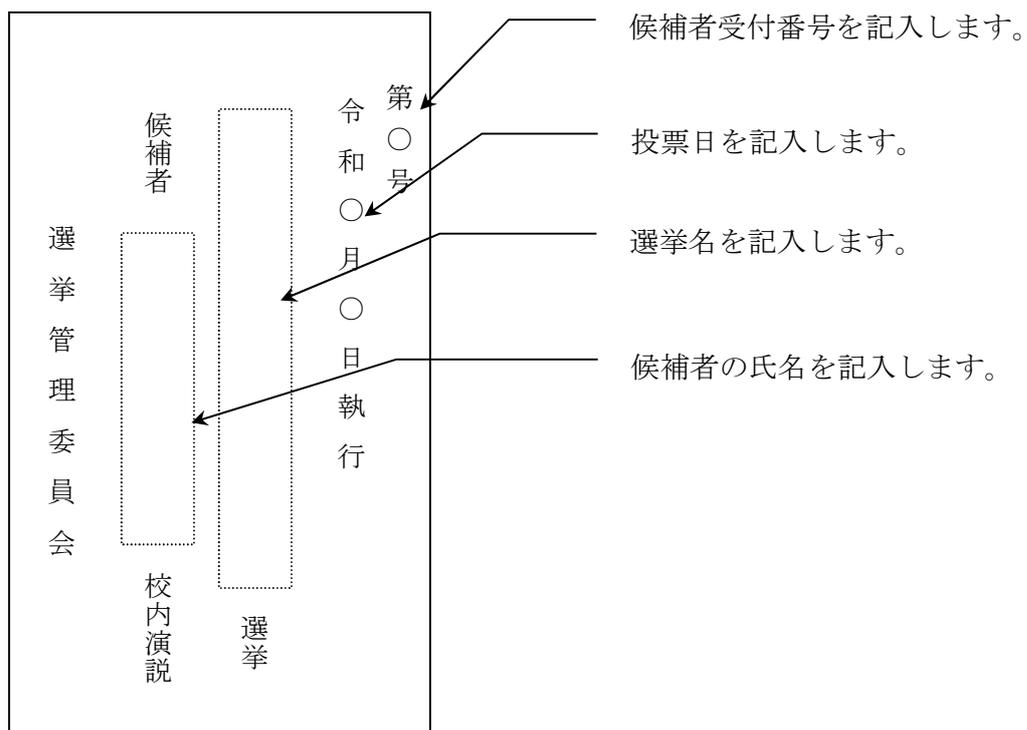
## (2) 立候補の受付準備

学校選挙管理委員会では、立候補の受付日までに次の準備が必要です。

### ①校内演説用標旗 (のぼり旗)

一般の選挙では、選挙運動期間中、立候補者が街頭に立って政策等を訴え支持をお願いする時に必ず揚げなければならないのが、この標旗 (のぼり旗) です。学校役員選挙では、次のように準備します。

(校内演説用標旗の例)

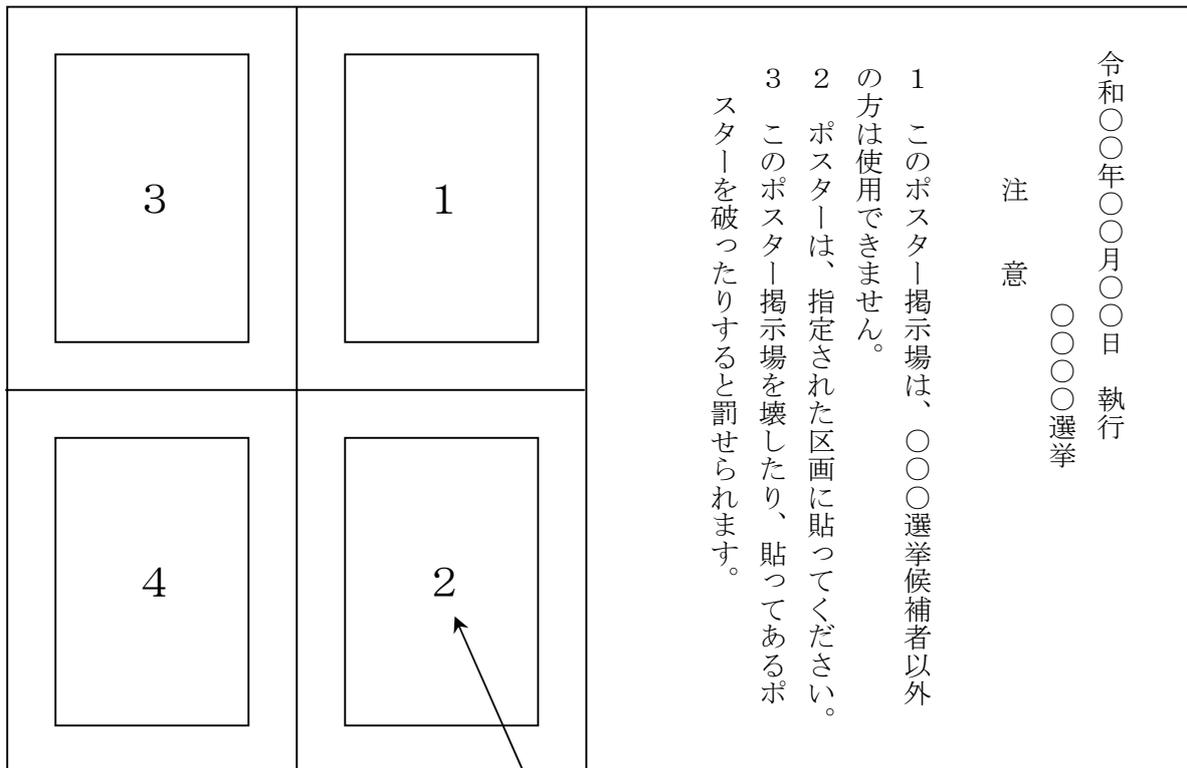


## ②ポスター掲示場

たつの市の選挙では、選挙管理委員会が決めた場所にポスター掲示場を設置し、その掲示場にしか選挙運動用ポスターを貼ることができません。

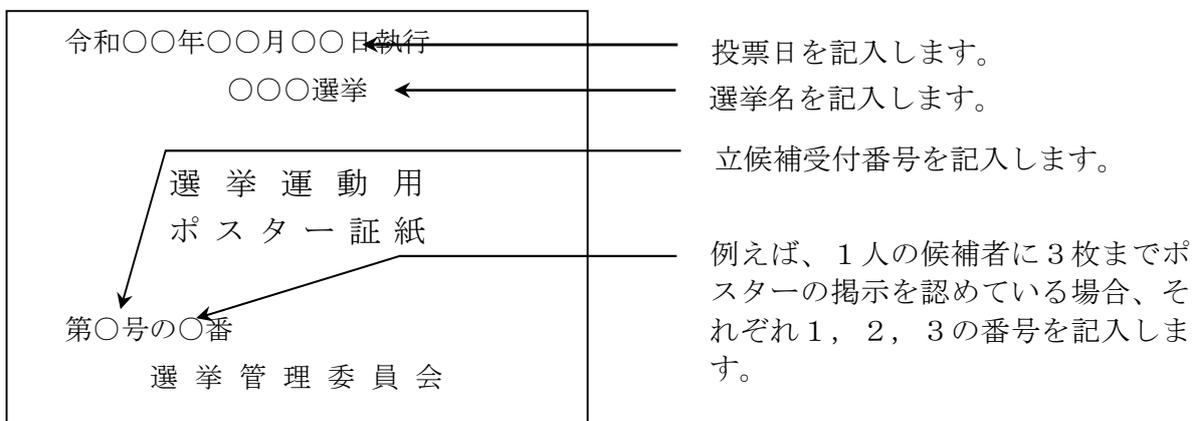
学校役員選挙の場合、あらかじめ掲示場所を何か所か決めて、そこに貼るか、ポスター掲示場所を設置しない場合は、ポスターの枚数規制という選挙のルールを理解するため、ポスター証紙を作成して選挙管理委員会が決めた枚数以外のポスターを貼ることができないこととします。

(ポスター掲示場の例)



立候補受付番号と同じ番号の区画にポスターを貼ります。

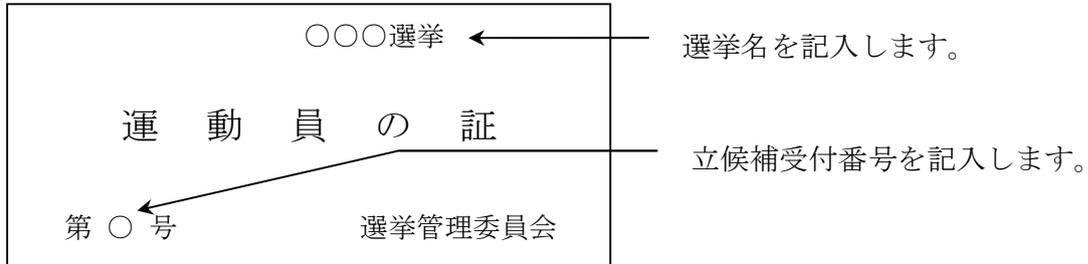
(ポスター証紙の例)



### ③選挙運動員腕章

候補者の運動員（応援者）が、選挙運動を行うとき必ず付けなければなりません。

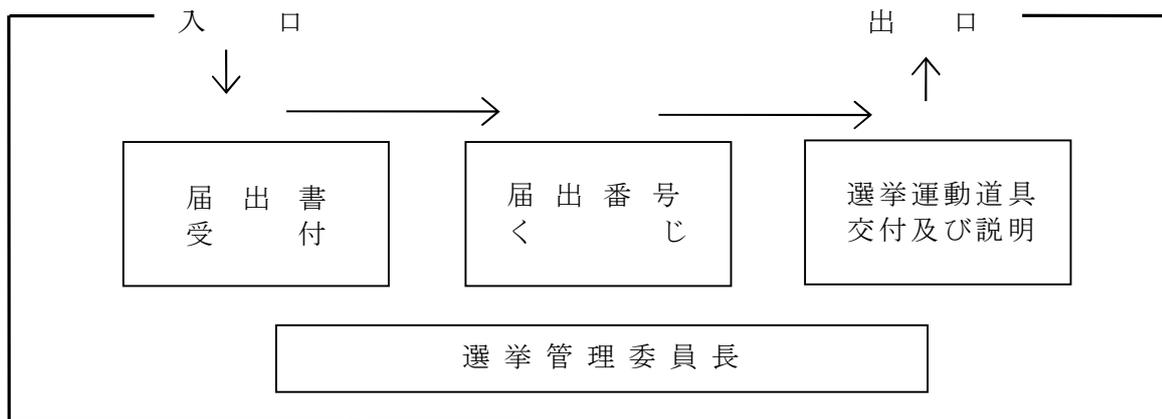
（運動員腕章の例）



## （３）立候補の受付

### ①立候補受付会場

立候補受付会場は、下の見取り図のように準備します。



### ②選挙運動道具の交付

1人の候補者につき、選挙に必要な交付物品として、次のような物があります。

- ・校内演説用のぼり旗 ..... 1枚
- ・ポスター用紙及び証紙 ..... 認めた枚数
- ・選挙運動員腕章 ..... 認めた人数分
- ・選挙公報原稿用紙 ..... 1枚
- ・白ばら（明るい選挙用） ..... 1個

これらの、交付物をひとまとめにして届出番号順に並べておきます。

ここで、「のぼり旗」「ポスター証紙」「選挙運動員腕章」の届出番号（第○号）が同じ番号になっているか確認してください。届出番号は一般の選挙の場合、

届出順に1番からとっていきます。(届出開始時間までに立候補者が複数となった場合や届出時刻が重なった場合には、くじによる抽選を行います。)

#### (4) 選挙啓発活動

選挙を行うには、選挙のムードを盛り上げ、投票日の周知と棄権防止を呼びかける活動も大切なことです。但し、候補者の運動員(応援者)は放送設備にて啓発することは、差し控えるべきでしょう。

##### ①校内放送の利用

昼休み時間などを利用して、ポスターの掲示場所や投票日などを周知します。

##### ②横断幕やポスターの作成

啓発標語(スローガン)などを使って横断幕やポスターを作成し、棄権防止などを呼びかけムードを盛り上げます。

#### (5) 選挙運動

一般の選挙では、立候補の受付が終了すると候補者や運動員は選挙運動ができるようになるのですが、学校役員選挙の場合も、あらかじめ日程表などで、選挙運動の方法や時間、場所などを決めておく必要があります。

##### ①校内演説

候補者はあらかじめ決められた場所と時間、例えば登下校時や昼休み時間に校内演説用のぼり旗を揚げ、胸に白ばらを付けて支持を訴えます。運動員も必ず腕章を付けることを義務づけます。

##### ②ポスターの掲示

あらかじめ決められた大きさのポスターをポスター掲示場所に掲示させます。ポスター掲示場所を設置しない場合は、ポスターにポスター証紙を貼らせて掲示させます。

##### ③校内放送

候補者または運動員に、あらかじめ決められた順番と時間で、校内放送を利用して選挙運動を行わせます。

##### ④選挙公報

立候補受付の時、候補者に選挙公報の原稿用紙を渡します。決められた日までに提出してもらい、印刷して全校生徒に配布します。

##### ⑤演説会

投票日前日か当日に候補者が一同に集まって行う立会演説会が、立候補者や推薦者の考えを全校生徒に伝えることのできる最も有効な選挙運動といえます。この場合も公平公正に行うために、あらかじめ演説の順番と持ち時間（5分程度）をくじなどで決めておく必要があります。

## (6) 投票

### ①選挙人名簿と投票所入場券

一般の選挙では、投票するためには選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿を作成することによって、選挙人が投票した場合に、選挙人名簿にチェックすることで同じ人が2回以上投票することや、他人に偽装して投票することなど、いわゆる一人一票の投票の原則に反する行為を防止することができます。

学校の選挙でも、次の例にならって選挙名簿を作成しましょう。

(選挙人名簿の作成例)

年 組					
番号	名 前	備考	番号	名 前	備考

選挙人名簿ができれば、一般の選挙では投票所入場券を有権者に発送します。学校役員選挙でも、ぜひ検討してください。入場券は告示後から投票日までにご渡しましょう。

(投票所入場券の作成例)

○○○選挙  
投票所入場券

年 組 番      チェック

氏名

投票所入場券のチェック欄と選挙人名簿の備考欄に投票できた人のチェックをします。(二重投票の防止)

### ②投票所

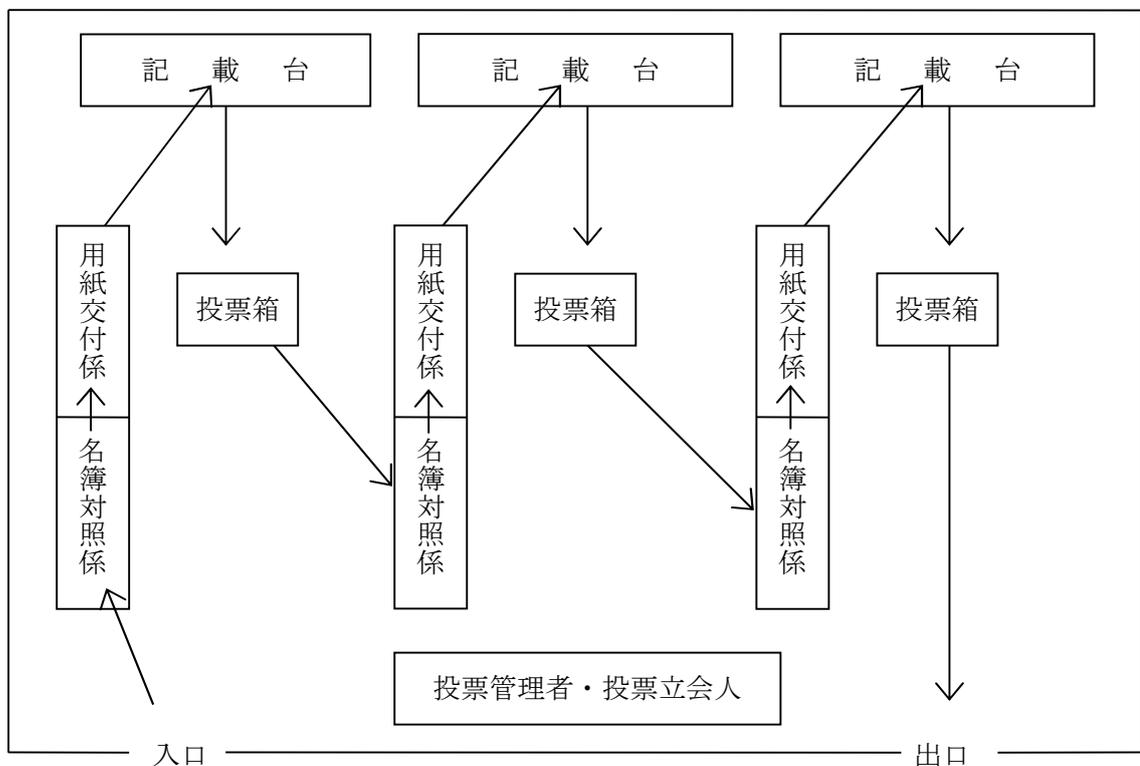
一般の選挙では、有権者の多少によって変わりますが、1つの投票所に投票所事務従事者として次の人が従事します。

- ・投票管理者 ..... 1名
- ・同職務代理人 ..... 1名
- ・受付係 ..... 1名～2名
- ・名簿対照係 ..... 数名
- ・投票用紙交付係 ..... 1名
- ・庶務、会場整理係 ..... 数名

このほか、一般の選挙では投票が正しく行われるよう、選挙権を有する人の中から投票立会人として2名を選任します。

(学校役員選挙投票所見取図)

※会長・副会長・会計を各1名選挙するため、3票の投票用紙を用いる場合



投票所の見やすい所に、あらかじめくじで決めた順番で、候補者の氏名を掲示します。

なお、投票所に必要な投票箱と記載台は市選管より貸し出します。

### ③投票の方法

- (ア) 名簿対照係で、選挙人名簿のチェックを受ける。
- (イ) 投票用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- (ウ) 記載台で、投票用紙に候補者一人の氏名を記入して投票箱に入れる。

※投票用紙には、候補者の氏名以外を記入すると無効となります。

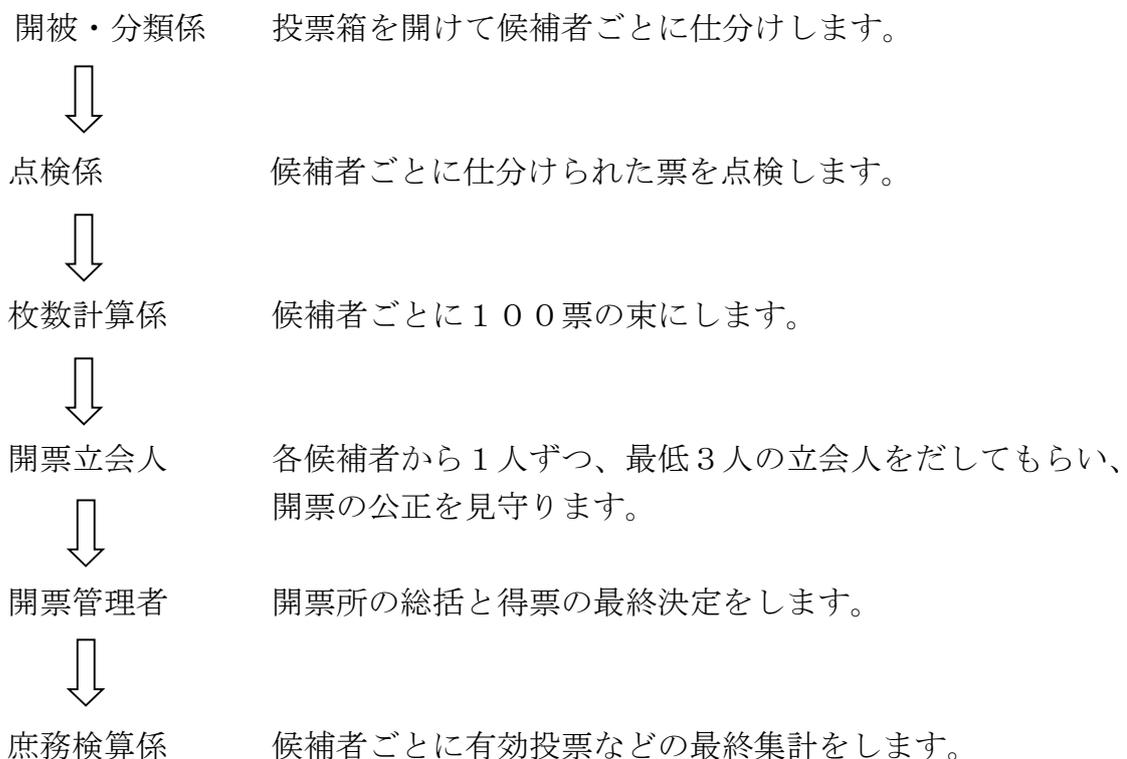
学校役員選挙では、各学校の実状にあった投票を行うと良いでしょう。

## (7) 開票

たつの市の選挙では、赤とんぼ文化ホールを開票所にして、投票日の夜に開票しています。

開票には、開票事務従事者として約100人（選挙の種類により従事者数は増減します。）が従事しています。

(開票作業のおおまかな流れ)

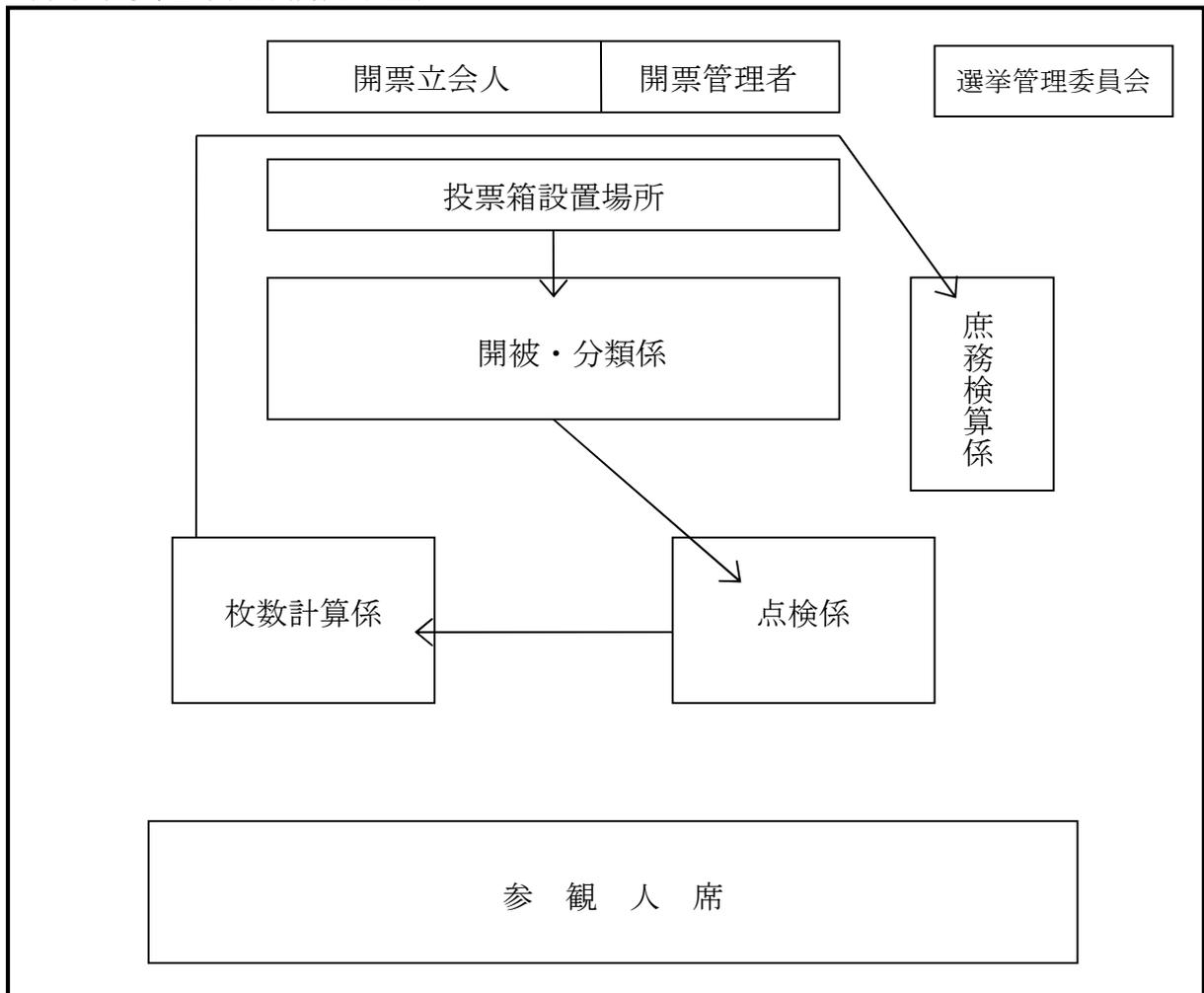


上記の他に「審査係」があり、点検係で判別できない白紙や誤字、脱字などの疑問票について「有効」「無効」の審査をします。

学校役員選挙では、各学校の実状にあった開票を行ってください。

また、開票の結果として当選者を告示し、当選者に当選証書を渡すと良いでしょう。

(学校役員選挙開票所見取図)



(投票用紙見本)

